

改正

平成21年6月30日規則第60号

平成26年3月28日規則第9号

清須市障害者福祉金支給条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、清須市障害者福祉金支給条例（平成17年清須市条例第112号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の手続き)

第2条 条例第4条に規定する清須市障害者福祉金（以下「福祉金」という。）の受給資格の認定を受けようとするときは、障害者福祉金認定申請書（第1号様式）に条例第2条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合、条例第2条に該当する旨を証する書類を添付することに代えて、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示してもよいものとする。

2 前項に規定する認定を受けようとする者又はその配偶者若しくは同居する扶養義務者のうち、当該認定の申請をする年の1月1日現在で市内に住所を有しないものについては、前項に規定する書類に加えて前住所地等の前年の所得に係る市町村民税課税証明書（1月から7月までの月分の福祉金については前々年の所得に係る市町村民税課税証明書）を添付するものとする。

3 前2項の場合において、認定を受けようとする場合に、正当な理由があれば介護者又は父母若しくは養育者が当該障害者に代わって申請することができる。

(認定通知書等の交付)

第3条 条例第4条第2項の規定による通知は、受給資格の認定をしたときは障害者福祉金認定通知書（第2号様式）により、受給資格がないと認めたときは障害者福祉金認定却下通知書（第3号様式）によるものとする。

(支給停止の額及び期間)

第4条 条例第8条の規定に基づき規則で定める課税総所得金額の額は、受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）については360万4,000円、その配偶者又は同居の扶養義務者については628万7,000円とする。

2 条例第8条の規定に基づき規則で定める福祉金の支給停止期間は、その年の8月から翌年の7

月まで(条例第4条第1項の規定による認定の申請を受け付けた日の属する月の翌月から翌年(1月から6月までの間に同条の規定による認定の申請を受け付けたときは、その年)の7月までの期間とする。

(支給停止の通知)

第5条 条例第8条の規定による通知は、障害者福祉金支給停止通知書(第4号様式)によるものとする。

(支給の停止解除の通知)

第6条 条例第8条に規定する福祉金の支給を停止する事由が消滅したと認めるときは、障害者福祉金支給停止解除通知書(第5号様式)にて通知するものとする。

(支給要件の判定)

第7条 条例第9条の規定による支給要件の判定において、当該年の1月1日現在で市内に住所を有しない者については、前年の所得に係る市町村民税課税証明書を提出させるものとする。

(支給要件の判定日の特例)

第8条 条例第9条の規定による支給要件の判定において、支給要件の判定日(以下「判定日」という。)後に受給資格者となった者の次回の判定日までの福祉金の支給については、当該受給資格者が福祉金の認定申請を行った日を判定日とする。

(受給資格の消滅の届出)

第9条 条例第11条第2項の規定による届出は、障害者福祉金受給資格喪失届(第6号様式)によるものとする。

(変更の届出)

第10条 受給資格者の住所、氏名、支払金融機関又は障害の程度に変更が生じたときは、速やかに障害者福祉金住所・氏名・金融機関・障害程度変更届(第7号様式)を市長に提出するものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年8月1日から施行する。

(春日町の編入に伴う経過措置)

2 春日町の編入の日の前日までに、編入前の春日町心身障害者(児)手当支給条例施行規則(平

成20年春日町規則第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成21年6月30日規則第60号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日規則第9号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式 (第2条関係)

第2号様式 (第3条関係)

第3号様式 (第3条関係)

第4号様式 (第5条関係)

第5号様式 (第6条関係)

第6号様式 (第9条関係)

第7号様式 (第10条関係)